

表1 国民健康保険税率など

	医療分	支援分	介護分
所得割額	賦課の基となる 所得金額×4.63%	賦課の基となる 所得金額×1.62%	賦課の基となる 所得金額×1.53%
資産割額	7.5%		
均等割額	1人当たり20,000円	1人当たり9,000円	1人当たり12,000円
平等割額	1世帯当たり10,800円		
課税限度額	51万円	16万円	14万円

賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。
資産割額は、固定資産税額のうち土地と家屋に係る部分の税額に税率を乗じます。
介護分は、40歳から64歳までの方が対象です。

表2 後期高齢者医療保険料率など

均等割額	所得割額	年間保険料額
1人当たり 42,200円	賦課の基となる 所得金額×8.98%	限度額57万円

賦課の基となる所得金額とは、表1国民健康保険税率などの 印と同様です。

別表1 実施機関別の市政情報公開請求（申し出）件数

実施機関	主管課	件数
市長	総務課	1
	契約管財課	7
	地域防災課	1
	市民課	1
	課税課	6
	生活環境課	1
	生活福祉課	2
	都市計画課	1
	建設課	7
	施設営繕課	3
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1
教育委員会	教育総務課	2
	生涯学習スポーツ課	5
	図書館	2
合計		40

別表2 市政情報の公開・非公開などの処理状況

区分	公開	一部公開	非公開	取下げ
義務的公開	4	10	2	0
任意的公開	10	12	2	0
合計	14	22	4	0

任意的公開…市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開と条例施行日前に作成・取得した市政情報の公開

別表3 実施機関別の個人情報開示請求件数と開示・非開示などの処理状況

実施機関	主管課	件数	開示	一部開示	非開示	取下げ
市長	職員課	1	1	0	0	0
	高齢者支援課	2	0	2	0	0
	子育て支援課	2	2	0	0	0
	健康課	1	0	1	0	0
合計		6	3	3	0	0

音訳ボランティアの協力により作成をしている、テジジャー版広報あきる野（音声版広報）のCDを貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。（貸出館…中央図書館、五日市図書館、東部図書館工ル）

国民健康保険税納税通知書と
後期高齢者医療保険料決定通知書・
納入通知書を送付します

平成26年度の国民健康保険税納税通知書は国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、それぞれ7月上旬から中旬までに送付します。

・国民健康保険税：被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療給付費は増加を続けています。平成19年度の見直し以来6年間、加入者への負担を増すことなく、万に備えて蓄えていた基金を財源不足に充て、運営してきましたが、その基金も底をつくことから、保険税率など（表1）の見直しを行いました。
・後期高齢者医療保険料：保険料の料率は、2年間の医療給

改修をした住宅の
固定資産税を
減額します

改修後3か月以内に申告書を提出してください。
詳しくはお問い合わせください。

耐震改修をした住宅



平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ・国民健康保険税に関すること
- ・後期高齢者医療保険料に関すること
- ・保険年金課後期高齢者医療係

・併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
・耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用を要した住宅
減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで

省エネ改修をした住宅

平成28年3月31日までに一定の省エネ（熱損失防止）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

- ・平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、次の改修工事に50万円を超える費用を要した住宅
- ・窓の断熱改修工事（必須）
- ・床、天井か壁の断熱改修工事
- ・併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
- ・新築住宅特例、耐震改修特例

を受けている期間は適用されません。
省エネ改修特例の適用は1回限りです。

バリアフリー改修をした住宅



平成28年3月31日までにバリアフリー（居住安全）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

- ・バリアフリー改修工事（廊下の拡張、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差

情報公開制度・
個人情報保護制度の利用状況

平成25年度の市政情報の公開請求（申し出）、個人情報の開示請求などの状況は、別表1から別表3までのとおりです。

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める市民の権利を保障するとともに、透明で開かれた市政を実現することを

目的とした制度です。
個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、市民の権利利益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。

特別支援学校と
特別支援学級説明会
のお知らせ



特別支援学校（都立）と市内の特別支援学級（固定・通級）の概要と就学相談等の進め方・手続きなどについて説明します。また、説明会終了後には個別の相談にも応じます。

- 日時 7月9日（水） 午前10時～正午
- 場所 市役所別館3階第一会議室
- 対象 就学相談を希望する児童・生徒の保護者
- 問合せ 指導室指導係